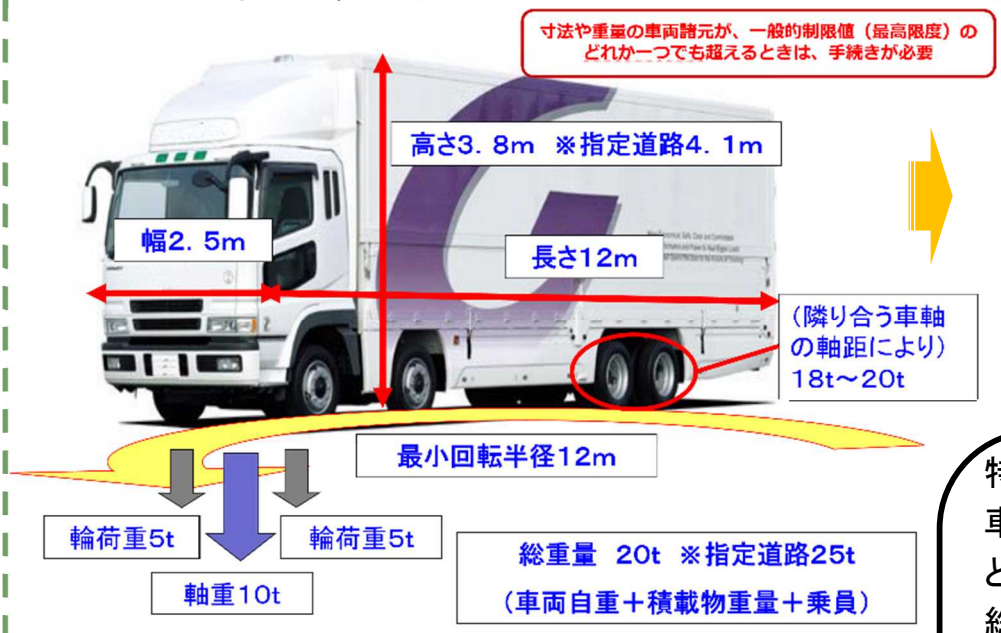
＊山形国道維持出張所＊

6／16（火）特殊車両の取り締まりを実施しました

6月16日（火）東根市関山の国道48号駐車帯で、特殊車両の取り締まりを実施しました。
取り締まりにあたっては、村山警察署に車両誘導のご協力をいただき、駐車帯に誘導した車両の計量・許可条件の審査を行いました。この日は、2時間で計7台を調べ、違反車両は**2台**でした。



関山峠は
高さ指定道路4．1m
重さ指定道路25t

特殊車両とは？
車両の構造が特殊なトレーラーなどを指します。幅、長さ、高さ及び総重量のいずれか一つの制限値を超える車両は特殊車両通行許可書の携帯が必要となります。

無許可または許可条件に違反して特殊車両を通行させた者等は、100万円以下の罰金・6ヶ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金等が課せられます。

長さ・高さ・幅の計測の様子



＊写真の車両は違反車両ではありません。

マットスケール（総重量を計測するもの）



無許可で走行する特殊車両や過積載の車両は、道路施設の寿命を縮める等の悪影響があったり、重大事故に繋がる恐れがあるので大変危険です。
ルールを守って安全に走行しましょう！

国土交通省　山形河川国道事務所　山形国道維持出張所
〒990-2331　山形市飯田西五丁目６番４号
ＴＥＬ　023-641-2090　　ＦＡＸ　023-641-4435
https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yamaiji

道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル（無料）＃９９１０へお知らせください！